

## 2. まちづくりとの整合性

# 八重瀬町の上位計画

## 1. 新町建設計画

## 2. 新総合計画（原案）

※ 議会の議決を求めている段階なので、一部内容の変更あり。

# 新町建設計画



## 八重瀬町

大地の活力とうまんちゆの魂が  
創り出す自然共生の清らまち

東風平町・具志頭村合併協議会

## 第3章 新町まちづくりの主要課題

### 1 産業振興

#### (1) 農業の振興

農業は、諸外国から輸入される農産物との価格競争、国内での産地間の競争に加え、農業就業者の減少や高齢化により、農業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっています。

新町では、農業基盤の整備とともに、遊休農地の保全・活用、農家の組織化、後継者の確保・育成等が必要になっています。

また、これらの生産基盤や流通ルートを拡大していくとともに、新しい農産物の創出が求められています。さらに、体験型農業の展開や付加価値の高い加工品の開発等を進めていく必要があります。

#### (2) 水産業の振興

水産業においては、沿岸漁業が主体の零細な経営体が大半を占めています。また、近年の異常気象等による漁場資源の減少、漁価の低迷などの厳しさから若年層の後継者や新規就業者が少なく、就業者の高齢化も目立っています。

今後は、多様な漁業活動に対応した漁業基盤づくりや組織活動の活性化等を通して、漁家収入の増大や若年層に魅力ある漁業環境の創出が求められています。

#### (3) 商工業の振興

新町では国道507号沿線や主要道路交差点等を中心に既存の商店街、身近な中小小売店等がありますが、これらをとりにくく商業環境は、那覇市などへの購買客の流出などにより、一段と厳しい状況となっています。

今後は、様々な年代層が安心して歩いて買物ができる商業空間、交流空間の形成を念頭に、消費者ニーズの個性化・多様化等による社会環境の変化に対応した活性化を積極的に図る必要があります。

工業は、まとまった工業施設用地がなく、業種も限られているなど総じて零細的な経営状況となっています。

今後は、自立した地場産業の形成にむけた地域特性に適した地域特産物の開発等を積極的に図る必要があります。

#### (4) 観光の振興

新町は主に謝花昇、港川人を展示した歴史民族資料館のほか、港川フィッシャー遺跡、グスク(城跡)、富盛の石彫大獅子といった遺跡・史跡群や東風平運動公園(野球、サッカーのキャンプ地)八重瀬公園

(桜まつり)など、さらにボルダリング競技が開催される海岸部など数多くの資源をもっており、かつ県南部の観光ルート上にあるものの、観光資源としての付加価値を持ち得ないこと、既存観光地の近接などもあり、通過点となっているのが現状です。

今後は、個々の「点」としての観光資源のネットワークによる線的な観光資源の活性化、農業等の基幹産業や地域特有な自然・歴史的環境を活かした観光産業の展開が求められているとともに、地場産業と連携した地域特産物の創出が必要となっています。

また、情報通信技術(I T)を活用した地域情報の発信の強化など観光P Rの充実・強化を図る必要があります。

## 2 都市基盤

### (1)市街地及び集落整備

新町の市街化区域については、地域の特性を生かした生活と産業の拠点づくりのため、計画的な市街地や生活基盤である道路等の整備を図ってきましたが、まだ十分とはいえない状況となっています。

今後は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地をはじめ、公的施設や商業・業務施設等の集積を図り、鳥尻地区の拠点地区として住民ニーズに対応した快適な都市環境を計画的に整備していく必要があります。また、水と緑にあふれ、自然と共生する都市景観づくりや道路の段差の解消など人にやさしいまちづくりが求められています。

地域のまとまりやコミュニティ活動の単位となっている集落については、道路、排水路、外灯、公園等総合的な集落環境整備を進めています。今後は町民の暮らしの拠点として、各集落の特性を生かした計画的な生活環境整備に一層努める必要があります。

### (2)交通体系の整備

新町の道路体系は、広域的な幹線道路である国道331号、507号をはじめ、主要地方道などの県道、町村道が縦横に走り、鳥尻地区の重要な交通ルートを形成しています。

今後は、新町の一体化を図るため、国、県等との連携のもと道路拡幅等の交通渋滞解消とともに、国道、県道、町道を含めた地域間のアクセスの向上に努める必要があります。

公共交通については、住民の交通手段として重要であり、今後住民のニーズに応じた路線バスの運行を見直す必要があります。

### (3)住宅・生活環境の整備

新町においては、土地区画整理事業や土地改良事業に伴う非農用地区域の創設等により、宅地需要への対応や公営住宅の整備を推進してきました。

(2) 調和のとれたうるおいのある安全・安心のまちづくり(都市基盤・生活基盤の整備)

① 市街地及び集落整備

【施策方向】

- 関係機関との連携のもと、新町の一体性の確立と新町全体の均衡ある発展のため、国土利用計画等を策定し、計画的な土地の利活用を通して、快適で魅力ある都市基盤の整備など総合的なまちづくりを推進します。
- 市街地等については、公的施設や商業・業務施設等の集積を図るとともに、道路・公園・下水道等の都市施設の計画的な整備を図り、自然と共生した都市景観や道路のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを推進します。
- 集落地については、地域コミュニティの育成と一体となって、住民の自主的な協働による集落の生活環境整備の取り組みを支援します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
国土利用計画等策定事業	・国土利用計画策定事業、都市計画マスタープラン策定事業 等
市街地整備事業	・土地区画整理事業、街路事業 等
集落地域整備事業	・田園居住区整備事業、地方改善施設整備事業 ・村づくり交付金事業(集落地域整備) ・漁港漁村総合整備事業 等

② 交通体系の整備

【施策方向】

- 国、県等との連携のもと道路拡幅等による交通渋滞解消をはじめ、住民の多様な活動を支える利便性の高い道路ネットワークづくりを図ります。
- 人が安心して歩くことができる歩行者空間を確保するとともに、地域の景観や歴史・文化的資源を活かした個性ある道づくりを進めます。
- 住民の交通の利便性を図るとともに、地域内をつなぐ公共交通網機能の強化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業の内容
広域道路網整備事業	・国道、県道等の幹線道路の整備促進 等
地域内幹線道路整備事業	・道路(旧町村道等)整備・改良 等

③ 住宅・生活環境の整備

【施策方向】

- 土地区画整理事業等を通して計画的な宅地基盤の整備や高齢者・障害者等に対応した、ユニバーサルデザインを考慮した住環境の確保に努めます。
- 地域の自然環境をいかした住民の交流・レクリエーション活動や健康づくりの場となる公園を

整備します。

- ③ 住宅地・集落地周辺については、子どもたちなど地域住民が身近に利用できる公園を整備するとともに、地域防災に資する多様な機能を適切に配置します。
- ④ 河川、わき水、海岸を活かし、水生植物などの水辺環境の再生とともに、住民の憩いの場となる親水空間づくりを進めます。
- ⑤ 住民の意見・意向を取り入れた公園・緑地の利用を図るため、地域住民が主体的に参画できるよう、地域と行政が協働で身近な公園・緑地の維持管理に努めます。また、それらの住民活動を支援します。
- ⑥ 住民ニーズに対応した斎場(火葬場)及び墓地の広域的課題について検討します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
住環境整備事業	・土地区画整理事業、街路事業 等
公園・広場整備事業	・公園・広場等の整備 等
親水空間整備事業	・海岸、河川等の親水空間の整備 等 ・水辺動植物の学習・ふれあいの場づくり 等
公園・緑地の保守・管理事業	・公園の維持管理等
火葬場及び墓地整備事業	・火葬場及び墓地の整備 等

④ 上下水道の整備

【施策方向】

- ① 上水道については、計画的に、既存水源の改修並びに新しい水源の確保及び施設・設備の改修・更新事業を推進します。
- ② 町民に対する節水意識向上のための啓発に努めます。
- ③ 健全な財政計画と連動した下水道整備計画に基づく、公共下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水による効率的、計画的な推進を図るとともに、地域の実情に応じた事業を推進します。

【主要事業】

事業名	事業の内容
上水道整備事業	・上水道の整備 等
生活排水処理施設整備事業	・公共下水道の促進、合併処理浄化槽設置の支援、 農業集落排水の整備、漁業集落排水の整備 等

⑤ 地域安全・防災体制の整備

【施策方向】

- ① 地域防災計画の推進を図るとともに、町民の防災意識の向上、自主防災組織の充実など地域主体の防災体制の確立を推進します。
- ② 救急・救助需要の多様化に対応するため、設備の充実強化、救急救命士の育成、医療機関との連携強化に努め、救命救急体制の充実を推進します。
- ③ 交通安全については、交通安全施設の点検・整備を推進するとともに、交通安全教育の強化、交通

## (2) 地域別整備方針

### ① 八重瀬町・玄関口ゾーン

本地域は、那覇市周辺市街地に隣接し、新町の北の玄関口となる地域です。昭和50年代前後より国道507号沿線を中心に住宅基盤の整備が行われ、新市街地が形成されてきました。現在、那覇空港自動車道とインターチェンジ、国道507号バイパスの整備が行われており、今後は国道沿道を中心とした地区については計画的な土地利用の誘導及び北の玄関口にふさわしい商業空間の創出など魅力ある市街地の整備を推進します。

また、地域内河川の多自然型工法の導入や公園整備等を通して緑あふれ、自然と共生した地域づくりを進めます。

### ② プラザ・公園市街地ゾーン

本地域は、地域中心市街地について古くから新町の交流拠点として行政機関、教育機関、商業業務施設等などの都市機能が集積しているとともに、東風平運動公園の整備による総合的な健康づくりの基盤が整備されています。さらに沖縄自由民権運動の父「謝花昇」の生誕地としてその遺徳を後世に顕彰しています。

また、土地区画整理事業を通して、田園環境と調和した住宅地の形成をはじめ、本町の拠点に資する商業・業務、都市機能の集積拡大に向けた取り組みが進められています。

西部地区は伝統的な集落のたたずまいを継承する豊かな田園空間の広がり、伝統的雰囲気を感じさせる地区であるとともに、西部プラザ公園周辺の丘陵地一帯は貴重な自然緑地を形成しています。

今後は、中心市街地については土地区画整理事業による計画的な面的整備等を通して、都市景観の形成、施設・空間のバリアフリー化などによって、土地利用の混在解消による総合的な魅力を備えた交流拠点としての整備を図ります。

西部地区については、水を活かした西部プラザ公園の整備拡充、雨水排水対策と農業用水の確保の一体的整備と確保のための多様な手法の検討、湧泉等を活かした憩いの空間の整備等を推進します。

### ③ 「歴史のみち」田園・丘陵ゾーン

本地域は、南側の八重瀬岳を含む丘陵地と北側の田園・集落地域によって構成されています。八重瀬岳と斜面には多くの史跡・拝所があり、県内最大最古の富盛の石彫大獅子は地域住民により大切に保全されています。

また、八重瀬公園では、八重瀬城跡と一体的に町民との協同による南部の桜の名所に向けた取り組みが進められています。

今後は河川や歴史のみちへの桜並木の散策路を整備し、桜をイメージ戦略として展開する地域づくりを推進します。

また、丘陵地一帯は、新町の観光・レクリエーションに資する土地利用の形成と河川の多自然型工法による親水空間の整備など環境保全との組み合わせによる機能の拡充を図ります。

#### ④ 福木・にぎわいゾーン

本地域は、広域幹線道路で東西を結ぶ国道331号、南北に結ぶ国道507号など地域の土地利用の骨格を形成する沿道に市街地、集落が形成されています。

また、集落の背後地や周辺地域で農用地が分布しています。国道331号に隣接する福木は樹齢400年と推定され、福木を中心としたまちづくり活動が展開されています。さらに戦後沖縄の復興の支えとなり、働く喜び・学ぶ重要性を詠った「汗水節」はこの地域で生まれ、その精神は人々に受け継がれています。

今後は、観光資源の集積する糸満市や世界遺産としての聖地を控える知念村や南部の観光拠点をもつ玉城村に、はさまれた形となっているため、観光客等の来訪者が気持ちよく訪れることができるような、ゆとり空間に満ちた住環境の整備や河川の整備及び住民の日常生活の利便性向上のための魅力ある商業・サービス施設の充実など新町の行政の中心地、にぎわいのある観光交流を目的とした沿道機能の集積を図ります。

#### ⑤ 歴史観光・海岸ゾーン

本地域は、北側の丘陵地と海岸部によって形成される地域であり、丘陵地は「福木・にぎわいゾーン」の住宅地や農用地を海域からの防風・防潮の緩衝機能を果たすとともに、丘陵地から海岸部にかけては具志頭城跡、多々名城跡などの史跡やゴルフ場のスポーツ・レクリエーション施設が点在しています。さらに1万8千年前(旧石器時代)の人骨化石「港川人」が発掘された地域でもあります。

また、海岸部は起伏に富んだ優れた自然景観をもつとともに、動植物の生育環境が形成されています。

今後は、優れた自然・歴史的環境との共生を基本に、既存の生態系を維持しつつ、すでに定着しつつあるボルダリングやリーフを中心とした海岸線と観光振興を組み合わせた新産業の創出など地域活性化策の推進に努めます。

## 第7章 公共的施設の適正配置と整備

旧町村に点在する公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に支障をきたさないように十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、財政事情等を考慮しながら整備していくことを基本とします。

特に、新たな公共的施設の整備にあたっては、既存の公共的施設の有効利用等についてまず検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。

また、整備にあたっては、行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理経費や管理方法等について十分に議論し、その情報を住民に公開して、その意向を含めた総合的な判断のもとで、新町全体としての均衡ある発展と住民の福祉の向上に最大限配慮した整備に努めるもの  
とします。

なお、新町の庁舎については当分の間、具志頭村役場を本庁舎とし東風平町役場を支所機能を有する分庁とすることから、庁舎を有効活用し一部改修等を行うものとします。

議案第68号

第一次八重瀬町総合計画基本構想を定めることについて

首題のことについて、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を求めます。

平成20年12月9日提出

八重瀬町長 中村



八重瀬町議会議長 神谷 信吉 殿

提案理由

本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として、第一次八重瀬町総合計画基本構想を策定したい。

なお、基本構想については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を得る必要があることから議案として提出する。